

令和4年度広島県の食の魅力向上に係るプロモーション業務委託仕様書

1 目的

広島県では、日本酒や牡蠣の海外展開を軸としたブランド化や、優秀な若手料理人の発掘・育成を目的とした「料理人コンクール」を開催するなど、広島県の食の魅力向上によるひろしまブランドの強化に取り組んでいる。

こうした中、平成26年度からフランスを重点市場に位置付け、海外におけるブランディングに取り組む日本酒に加え、令和5年からは国内最大の生産量を誇る牡蠣も全国初となるEU市場への輸出を開始する。

この機運を活かして、広島の資産である料理人を活用して本県の取組を広く国内外に発信するとともに、「広島といえば“おいしい”」というイメージの定着及び「ひろしまの食」に関する興味・関心を高めることで広島への来訪に繋げる。

2 業務委託名

令和4年度広島県の食の魅力向上に係るプロモーション業務委託

3 業務内容

(1) プロモーションイベントの実施

広島県の特産品である牡蠣及び日本酒の魅力伝えるイベントを開催すること。

- ・招待客：フランス大使館や在日フランス商工会議所会員，フランスメディアなど，フランスへの情報発信力のある人（計10名程度）
 - ・実施時期：令和5年2月下旬から3月上旬頃
 - ・実施場所：エディション・コウジシモムラ（東京都港区六本木3丁目1-1）
 - ・所要時間：3時間半程度
 - ・内容：
 - ① 企画，会場確保，司会・進行，招待客やメディアとの調整など，イベントの開催に係るすべての業務を行うこと。企画内容については，県の担当者とは意識合わせをすること。
 - ② 牡蠣及び日本酒は必須食材とし，器も広島の陶芸家の作品を使用するなど，広島の質の高い食体験を提供するイベントとすること。
 - ③ 起用する料理人は，県内外のトップシェフや料理人コンクール（※1）の成績優秀者とし，牡蠣をメインとしたコース料理を提供すること。（取材メディア用の試食も用意すること）
 - ④ 招待客の移動手段の手配や，料理人とのメニュー開発や宿泊先の手配，旅費および報酬などの支払いを行うこと。
（※旅費，宿泊費，報酬等についても委託費用に含む）
 - ⑤ 提供するアルコールには，広島県日本酒ブランド化促進協議会の会員蔵（※2）の日本酒を入れること。またその他飲料についても可能な限り広島県産品を活用すること。
 - ⑥ イベントの様子を写真で記録すること。なお，写真は今後県のホームページやSNSでの発信，メディア等にも提供できるクオリティのものとする。
- （※1）平成27年より，広島県の食文化の発展とブランドイメージの向上を図るため，県内外の若手料理人を対象とした「シェフ・コンクール」及び「和食料理人コンクール」を開催している。
- （※2）三宅本店，梅田酒造場，賀茂泉酒造，藤井酒造，盛川酒造，山岡酒造，林酒造，馬上酒造（順不同）

(2) 情報発信

3(1)のイベントを活用し，広島県における牡蠣や日本酒の海外におけるブランド化の取組を国内外に向けて広く発信すること。

- ・内容：
 - ① 広島県の牡蠣，日本酒，料理人というコンテンツを活用し，首都圏及び海外メディアへの露出を図ること。特に，海外に向けての発信については，フランスを重点国とすること。
 - ② 県の事業や当日使用する食材や生産者，料理人の情報などが伝わる手元資料（日本語・英語・フランス語版）を用意すること。

4 成果物の提出等

- (1) 事業報告書
- (2) プロモーションコンテンツ一式
- (3) その他、上記に付随するデジタルデータ

5 事業目標

- ・フランス語でフランス向けに情報発信を行う媒体2社以上に取材されること。

6 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

7 委託条件の変更

特別の事情が生じた場合は、双方協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

8 事業実施の延期及び中止

本事業期間中にウィルス等の蔓延状況により、事業遂行が困難と判断した場合は延期または中止とし、それまでに要した経費は精算し、事業完了時に支払うこととする。

9 業務の適切な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、広島県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護
受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。その他個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。

10 著作権に関する事項

- (1) 本業務による成果物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、納品日以降、広島県に帰属し、広島県は本業務による成果品を自ら使用する他、第三者に使用を許諾できるものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、広島県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。また業務の実施にあたっては、広島県と十分協議した上で行うものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、広島県の承認を得ること。
- (3) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、広島県に提出すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、広島県の食の魅力向上、観光振興に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (5) 企画提案事項については、次年度以降に運営費、管理費等の固定経費が発ししないような内容とすること。